



29文科高第355号
平成29年7月13日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
高等学校を設置する学校設置会社を所轄 殿
する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各国公私立大学長（大学院大学を除く）
独立行政法人大学入試センター理事長

文部科学省高等教育局長
義本博司

(印影印刷)

平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告について（通知）

高大接続改革については、「教育再生実行会議第四次提言（平成25年10月）」、「中教審答申（平成26年12月）」を踏まえ、「高大接続改革実行プラン（平成27年1月）」が策定され、これに基づき、「高大接続システム改革会議」において最終報告（平成28年3月）がまとめられました。文部科学省ではこの最終報告を踏まえ、高大接続改革の着実な実現に向けて、国公私立大学・高等学校関係者等の審議を経て、平成32年5月頃に発出予定の「平成33年度大学入学者選抜実施要項」より、別紙の内容を変更する予定ですので、あらかじめお知らせします。

各国公私立大学長におかれては、平成33年度大学入学者選抜（平成32年度実施）における入試方法・入試日程の設定、入学志願者の受験準備へ配慮した予告等に遺漏のないようお取り計らい願います。

また、高等学校（中等教育学校、高等部を置く特別支援学校を含む。以下同じ。）を設置する国立大学にあつては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあつては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあつては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあつては認可した高等学校に対し、別紙について、十分な周知をお願いします。

【本件担当】

高等教育局大学振興課入試第一係 安藤、金子
TEL : 03-5253-4111 (内線 2469)
E-mail : gaknyusi@mext.go.jp

平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告

- 高大接続システム改革会議「最終報告」（平成28年3月31日）の内容及び国公立大学・高等学校関係者等の審議等を踏まえ、「平成33年度大学入学者選抜実施要項」には、下記Ⅰ及びⅡの事項のうち、趣旨及び対応を中心に盛り込むこととする。

Ⅰ. 大学入学者選抜に係る新たなルールについて

1. 趣旨

- 最終報告を踏まえ、各大学の入学者選抜において、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者受入れの方針に基づき、「学力の3要素」（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を多面的・総合的に評価するものへと改善する。
- その際、大学入学者選抜実施要項（以下「実施要項」という。）の「一般入試」「A〇入試」「推薦入試」の在り方を見直し、高大接続システム改革の趣旨を踏まえた新たなルールを構築する。
- その際、高等学校教育への影響等を考慮する観点から、入学者選抜のプロセス（出願時期、実施時期、合格発表時期）について、基準を設ける。
- 入試区分については、多面的・総合的な評価の観点からの改善を図りつつ、各々の入学者選抜としての特性をより明確にする観点から、次のように変更する。
 - ・ 「一般入試」＜変更前＞⇒「一般選抜」＜変更後＞
 - ・ 「A〇入試」＜変更前＞⇒「総合型選抜」＜変更後＞
 - ・ 「推薦入試」＜変更前＞⇒「学校推薦型選抜」＜変更後＞

2. 各区分の在り方の見直し

（1）内容面

【課題】

- 一部のA〇入試や推薦入試について、「知識・技能」や「思考力・判断力・表現力」を問わない性格のものとして受け取られ、本来の趣旨・目的に沿ったものとなっていない面があり、入学後の大学教育に円滑につながられていない。

- 一般入試を中心に、個別試験の試験科目については次のような課題がある。
 - ① 出題科目が1～2科目に限定されている場合がある。
 - ② 記述式問題の出題を実施していない場合がある。実施している場合でも、複数の情報を統合し構造化して新しい考えをまとめる能力などの評価は十分でない。
 - ③ 「話すこと」「書くこと」を含む英語4技能を総合的に評価する必要がある。

【対応】

- 各大学の入学者選抜において、区分の特徴に応じて学力の3要素を多面的・総合的に評価する。そのため、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者受入れの方針に基づき、活用する評価方法（実施時期・内容等を含む。）や比重等について、各大学の募集要項等で明確化する。

<AO入試の課題の改善>

- ① 大学教育を受けるために必要な「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」も適切に評価するため、実施要項上の「知識・技能の修得状況に過度に重点をおいた選抜とせず」との記載を削除し、調査書等の出願書類だけでなく、各大学が実施する評価方法等（※）又は「大学入学共通テスト」のうち、少なくともいずれか一つの活用を必須化する。
 - ※例えば、自らの考えに基づき論を立てて記述させる評価方法（小論文等）、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績など
- ② 志願者自らの意思による公募制という性格にかんがみ、本人の記載する資料（活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書等）を積極的に活用する。

<推薦入試の課題の改善>

- ① 大学教育を受けるために必要な「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を適切に評価するため、実施要項上の「原則として学力検査を免除し」との記載を削除し、調査書・推薦書等の出願書類だけでなく、各大学が実施する評価方法等（※）又は「大学入学共通テスト」のうち、少なくともいずれか一つの活用を必須化する。
 - ※例えば、自らの考えに基づき論を立てて記述させる評価方法（小論文等）、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績など
- ② 学校長からの推薦書の中で、本人の学習歴や活動歴を踏まえた「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」に関する評価を記載すること、及び大学が選抜に当たりこれらを活用することを必須化する。

＜一般入試の課題の改善＞

- ① 筆記試験に加え、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」をより積極的に評価するため、調査書や志願者本人が記載する資料等（※）の積極的な活用を促す。

各大学の入学者受入れの方針に基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等をどのように活用するのかについて、各大学の募集要項等に明記することとする。

※その他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談など。

- ② 各大学において、大学教育を受けるために必要な「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を的確に評価するため、「大学入学共通テスト」の積極的な活用を図るとともに、個別大学における入学者選抜においても教科・科目に係るテストの出題科目の見直し・充実などに取り組む。

特に、高等学校学習指導要領における言語活動（例：説明、論述、討論等）を踏まえ、論理的な思考力・判断力・表現力等を適切に評価するため、例えば、国語を中心として、複数の素材を編集するなどして、自らの考えを立論し、さらにそれを表現するプロセスを評価できる記述式問題の導入・充実に向けて取り組む。

その際、記述式問題において評価すべき能力や出題の意図等を明示するよう努める。

- ③ 各大学は、受検生に英語の試験を課す場合、4技能を総合的に評価するよう努める。

※上記①～③は、総合型選抜・学校推薦型選抜においても推奨する。

（２）実施面

【課題】

- 上記の内容面の課題と併せて、ＡＯ・推薦入試については、多くの大学で入学者受入れの方針に沿った丁寧な方法で多面的・総合的な評価が実施される一方で、一部において本来の趣旨・目的に沿った丁寧な選抜が行われていなかったり、早期に合格が決定されることにより高等学校教育や本人の学習意欲に悪影響を及ぼしたり、その後の大学教育への円滑な接続に繋がっていないとの問題も指摘されている。

本来的には、教育課程に基づく学習を終える時期にできるだけ近い時期に、出願・合格発表が行われることが適当である。

※A〇入試の出願時期については、平成23年度実施要項から「8月1日以降」と設定されているが、実際には、8月出願・8月合格の大学が全体の5%、8月出願・9月合格の大学が12%。10月以前に合格発表を行う大学が全体の42%を占めている。

※推薦入試の出願時期は、平成7年度実施要項から「11月1日以降」と設定されており、出願月と同じ11月に合格発表を行う大学は、全体の42%を占める。

【対応】

<出願・合格発表時期>

○総合型選抜（現行、A〇入試）

学力の3要素を多面的・総合的に評価するために必要な期間を考慮するとともに、高等学校教育や本人の学習意欲への影響等の観点から、教育上、より適切な出願時期とすることや、学校推薦型選抜の出願時期も考慮し、「出願時期：9月以降（現行：8月）」「合格発表時期：11月以降」とする。

○学校推薦型選抜（現行、推薦入試）

高等学校の推薦を踏まえ、学力の3要素を多面的・総合的に評価するために必要な期間を考慮するとともに、A〇入試との関係も考慮し、「出願時期：11月以降（現行通り）」「合格発表時期：12月以降」とする。

<教科・科目に係るテストの実施時期>

- 実施時期は、学年暦との関係を踏まえ、「2月1日～3月25日まで」とする。

※現行の「2月1日～4月15日まで」から変更

- 合格発表時期は、学年暦との関係を踏まえ、「3月31日まで」とする。

※現行の「4月20日まで」から変更

※学校推薦型選抜については一般選抜の試験期日の10日前までとする

<教科・科目の履修を前提としない評価方法>

- 自らの考えに基づき論を立てて記述させる評価方法（小論文等）、プレゼンテーション、口頭試問、実技等については、教科・科目に係るテストが実施可能となる2月1日より前から実施が可能であることを明確化する。

<募集人員>

- 総合型選抜については、上記の改善策を講ずることを前提として、募集人員には制限を設けないこととする。

- 学校推薦型選抜については、現行と同様、「学部等の募集単位ごとの入学定員の

5割を超えない範囲」とする。(短大についてはこのルールを適用せず、現行と同様に、各短大が適切に定めることとする。)

3. 入学前教育の充実

【課題】

- 入学前教育については、既に平成23年度実施要項から「各大学は、入学手続きをとった者に対しては、必要に応じ、これらの者の出身高等学校と協力しつつ、入学までに取り組むべき課題を課すなど、入学後の学習のための準備をあらかじめ講ずるよう努める。」旨盛り込んでいる。
- 大学で入学前教育を実施する割合は「AO入試」で69%、「推薦入試」で86%となっており、何らかの形で高等学校と連携する割合は「AO入試」で99%、「推薦入試」で33%となっている。

しかし、早期の合格後の学習意欲の維持は、高等学校・大学双方において大きな課題となっており、高等学校における適切な指導と併せ、入学前教育の実質化を図る必要がある。

※大学は、入学前教育の実施目的として、「学習習慣の維持」(80%)、「高校の復習」(67%)を挙げている。また、入学前教育の充実に向けた対策として、「意欲喚起の施策」(50%)、「学力アッププログラム」(29%)が重要であると認識しており、いずれも高校学習やその意欲が課題の上位を占めている。

【対応】

早期に合格が決定した後の学習意欲を継続する観点から、実施要項に次のような内容を盛り込む。

- ① 入学前教育について、特に12月以前に入学手続きをとった者に対しては、「積極的に講ずる」ことを実施要項に盛り込む。各高等学校においても、大学と連携し学習意欲を維持するための必要な指導を行うよう努める。
- ② 学校推薦型選抜の場合、高等学校による推薦段階だけでなく、合格決定後も、推薦を行った高等学校の指導の下に、例えば、入学予定者に対して大学入学までの学習計画を立てさせ、また、その取組状況等を高等学校を通じ大学に報告させるなど、高大連携した取組を行うことが望ましい。

Ⅱ. 調査書や提出書類等の改善について

1. 趣旨

- 最終報告を受け、大学入学者選抜において「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を含む「学力の3要素」を多面的・総合的に評価するため、高等学校段階における多面的な評価への改善の取組を踏まえ、一人一人が積み上げてきた大学入学前の学習や多様な活動等に関する評価の充実を図る。あわせて、これらの評価がその後の大学教育に十分生かされるようにする必要がある。

このため、調査書や提出書類等の在り方について、「2. 対応」のような改善を図る。

2. 対応

- (1) 調査書の見直し ※別表1参照

【指導上参考となる諸事項】

- 生徒の特長や個性、多様な学習や活動の履歴についてより適切に評価することができるよう、現行の調査書の「指導上参考となる諸事項」の欄を拡充し、以下の①～⑥の項目ごとに記載する欄を分割して、より多様で具体的な内容が記載されるようにする。

- ①各教科・科目及び総合的な学習の時間の学習における特徴等
- ②行動の特徴、特技等
- ③部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等
- ④取得資格・検定等
- ⑤表彰・顕彰等の記録
- ⑥その他

※生徒会活動や学校行事など特別活動における生徒の活動状況については、「特別活動の記録」に記載する。

- その際、実施要項の「調査書記入上の注意事項等について」に以下の内容を記載する。

- ③については、部活動やボランティア活動等の具体的な取組内容、期間等
- ④については、専門高校の校長会や民間事業者等が実施する資格・検定の内容・取得スコア・取得時期等
- ⑤については、表彰や顕彰等に係る各種大会やコンクール等の内容や時期等
また、国際バカロレアなど国際通用性のある大学入学資格試験における成績や科学オリンピック等への参加歴や成績など社会的に評価される活動の実

績、生徒が自ら関わってきた諸活動、生徒の成長の状況に関わる所見なども記載が望ましいものの例として示す。

- 大学において、上記以外の多様な学習や履歴等を入学者選抜に用いる場合は、大学で評価する内容をどのように調査書に盛り込むべきかといった記載方法等につき、募集要項等にできる限り具体的に記載するようにする。
- 調査書の様式は、現行では裏表の両面1枚となっているが、この制限を撤廃し、より弾力的に記載できるようにする。

【「評定平均値」の取扱い】

「評定」は、高等学校学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を総括的に評価するもの（目標に準拠した評価）である。

「評定平均値」は、この教科・科目の「評定」を量的に単純平均したものであり、目標に準拠した評価とは性格が異なる。こうした値のみが重視されることは、調査書に個別に記載される各教科・科目の評価やその他の要素などのきめ細かな評価の軽視に繋がるなどの指摘もある。この数値は、あくまでも高等学校の学習成績を全体的に把握する上での一つの目安という性格であることに留意する必要がある。

このため「評定平均値」について、従来の中・推薦入試や高等学校教育において果たしている役割を踏まえつつ、高等学校の学習成績を全体的に把握する上での一つの目安であることの明確化や、目標に準拠した評価の観点から、以下のとおり整理する。

- 平成32年度～：高等学校での学習成績を全体的に把握する趣旨を明確にするため、「評定平均値」の呼称を「学習成績の状況」に改める。
- 平成36年度～：次期学習指導要領に基づく指導要録の見直しを踏まえ、調査書の様式を見直す際、従前の「全体の評定平均値」の記載欄のさらなる見直しを検討する。

【活用の在り方】

- 現行の実施要項では、「入学者の選抜に当たって、調査書を十分に活用する」旨を記載している。今後、各大学の入学者受入れの方針に基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等を「どのように」活用するかを各大学の募集要項等に明記することとする。
- 調査書等の活用に当たり、総合型選抜及び学校推薦型選抜を中心に、各高等学校

が定める学校運営の方針及び学校設定教科・科目等の内容や目標等に関する情報を、各大学が必要に応じ提供を求めることができる旨、実施要項に明記する。

※上記と併せて、いずれの入試区分においても、生徒の多様な能力や個性の評価の観点から、実施要項において、次のように記載する。

- ・ 「学習成績の状況」だけでなく、部活動やボランティア活動、特別活動の記録や総合的な学習の時間の内容・評価など、調査書の他の記載事項も有効に活用する。
- ・ 大学が重要と判断する教科・科目を指定し、単位修得や一定水準以上の具体的な評定の獲得を出願要件等として求めることができる。
- ・ 卒業認定・学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針を踏まえ、大学が指定する特定の分野（例：保健体育、芸術、家庭、情報等）において、特に優れた学習成果を上げたことを調査書の備考欄に記載するよう求めることができる。

（２）推薦書の見直し

- 推薦書を求める場合、単に本人の長所だけを記載させるのではなく、
 - ・ 入学志願者の学習や活動の成果を踏まえた「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」に関する評価についての記載を必ず求めることとする。
 - ・ その際、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば記載するよう求めること。
- などについて、実施要項に盛り込む。

（３）志願者本人の記載する資料等

- 実施要項に、以下の内容を盛り込む。
 - ① 活動報告書を活用する際には、高等学校までの学習や活動の履歴が把握できるようにするため、例えば、以下のような内容の記載を求めるとともに、様式のイメージを例示する。※別表２参照
 - ・ 「総合的な学習の時間」等において取り組んだ課題研究等
 - ・ 学校の内外で意欲的に取り組んだ活動（生徒会活動、部活動、ボランティア活動、専門高校の校長会や民間事業者等が実施する資格・検定等、その他生徒が自ら関わってきた諸活動、各種大会・コンクール等、留学・海外経験等、特色ある教育課程を実施する学校における学習活動等）
 - ② 大学入学希望理由書や学修計画書を活用する際には、各大学が、学部等の教育

内容を踏まえ、大学入学希望者に対し、入学希望理由や入学後に学びたい内容・計画、大学卒業後を見据えた目標等を記載させる。

- ③ 活動報告書、大学入学希望理由書や学修計画書等、大学入学希望者本人が記載する資料の積極的な活用に努める。特に総合型選抜や学校推薦型選抜において、これらの資料に関するプレゼンテーションなどにより積極的に活用する。
- ④ 芸術系などにおいて実技に関し評価を行う場合には、必要に応じ、活動報告書、大学入学希望理由書や学修計画書を積極的に活用する。
- ⑤ 各大学の入学者受入れの方針に基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等をどのように活用するのかについて、各大学の募集要項等に明記する。(再掲)

(4) 調査書等の電子化について

- 「大学入学者選抜改革推進委託事業」において、高校段階でのeポートフォリオとインターネットによる出願システムを連動させたシステムのモデルや、主体性等を評価するためのモデルの開発等を行っており、その取組状況も踏まえながら、調査書等の電子化の在り方について検討する。

Ⅲ. その他

- これらの改善は、平成32年度から着実に導入しつつ、次期学習指導要領で学んできた生徒が大学に入学する平成36年度以降、知識の理解の質を高め資質・能力をはぐくむ「主体的・対話的で深い学び」の成果など、次期学習指導要領の下での高等学校での多様な学習や活動の状況を的確に評価するため、各大学の取組の一層の深化が図られるよう制度設計を行う必要がある。

このため、各大学における個別選抜改革の取組や体制整備の状況等のほか、大学入学者選抜改革推進委託事業（平成28年度～）の成果や調査書等の電子化の検討状況等も踏まえつつ、すべての受検生を対象として、学力の3要素をより効果的に評価するための方法や時期など、区分等の更なる改善について継続的に検討を進める（平成33年度初頭目途の「平成37年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」に反映）。

- 各大学が、卒業認定・学位授与の方針や教育課程・実施の方針に基づき受け入れた入学者に対して、高等学校段階の学習・活動歴の多様性や選抜方法の違いを踏まえ、大学教育へ円滑に移行させるための入学前教育や初年次教育の充実、能動的な学修

を促進するための柔軟なカリキュラムを構築するなど、一人一人の学修の充実に向けて取り組むよう促す。

- 個別大学における入学者選抜改革を推進するためには、各大学において、アドミッション・オフィスの整備・強化やアドミッション・オフィサーなど、多面的・総合的評価による入学者選抜を支える専門人材の職務の確立・育成・配置等に取り組むことが必要となる。そのため、文部科学省として、引き続き効果的な財政支援等を通じ、各大学の入学者選抜改革を促進する。

- 大学入試センターは、個別大学の入学者選抜やアドミッション・オフィス強化等の方法の開発、面接や集団討論等を含むテスト方法の開発、調査書の評価等を含む評価に関する方法の開発などの支援、入学者選抜に係る専門的人材の育成、入学者選抜や学力評価についての新たな方法の開発、これらの事項に関わる国内外の調査及び情報発信等の機能を担うことができるよう、組織の機能強化に取り組む。

改正案

※		※		※		※		
5. 総合的な学習の時間の内容・評価	活動内容	指導要録に合わせて、5、8、9の項目の順番を入れ替え。						
	評価							
6. 特別活動の記録	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年				
7. 指導上参考となる諸事項	第1学年	(1) 学習における特徴等		(2) 行動の特徴、特技等		(3) 部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等		
		(4) 取得資格、検定等		(5) 表彰・顕彰等の記録		(6) その他		
	(注) 専門高校の校長会や民間事業者等が実施する資格・検定の内容、取得スコア・取得時期等		(注) 各種大会やコンクール等の内容や時期、科学オリンピック等における成績、時期		(注) 生徒が自ら関わってきた諸活動など			
	第2学年	(1) 学習における特徴等		(2) 行動の特徴、特技等		(3) 部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等		
		(4) 取得資格、検定等		(5) 表彰・顕彰等の記録		(6) その他		
	(注) 「調査書記入上の注意事項等について」において、共通の留意事項として記載。							
	第3学年	(1) 学習における特徴等		(2) 行動の特徴、特技等		(3) 部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等		
		(4) 取得資格、検定等		(5) 表彰・顕彰等の記録		(6) その他		
	第4学年	(1) 学習における特徴等		(2) 行動の特徴、特技等		(3) 部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等		
		(4) 取得資格、検定等		(5) 表彰・顕彰等の記録		(6) その他		

現行の調査書

※		※		※		※					
5. 出欠の記録											
区分	学年	1	2	3	4	区分	学年	1	2	3	4
授業日数						欠席日数					
出席停止・忌引き等の日数						出席日数					
留学中の授業日数						備考					
出席しなければならない日数											
6. 特別活動の記録	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年							
7. 指導上参考となる諸事項		(1) 学習における特徴等		(3) 部活動、ボランティア活動等		(5) その他					
		(2) 行動の特徴、特技等		(4) 取得資格、検定等							
	第1学年										
	第2学年										
	第3学年										
8. 総合的な学習の時間の内容・評価	活動内容										
	評価										
9. 備考											
この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する。											
平成 年 月 日											
学校名											
所在地											
校長名 印 記載責任者職氏名 印											

・調査書の様式について、裏表の両面1枚となっているが、この制限を撤廃し、弾力的に記載できるようにする。

※	※	※	※
8. 備考	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>・大学が指定する特定の分野（例：保健体育、芸術、家庭、情報等）において、特に優れた学習成果を上げたことを記載させることができる。</p> </div>		

9. 出欠の記録

区分	学年				区分	学年			
	1	2	3	4		1	2	3	4
授業日数					欠席日数				
出席停止・忌引き等の日数					出席日数				
留学中の授業日数					備考				
出席しなければならない日数									

この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する。

平成 年 月 日

学校名

所在地

校長名 記載責任者職氏名

印
印

○ 大学入学者選抜実施要項における「調査書記入上の注意事項等について」新旧対照表のイメージ

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">調査書記入上の注意事項等について</p> <p>1 調査書は、高等学校生徒指導要録（以下、「指導要録」という。）等に基づき、この様式により作成すること。ただし、様式の枠の大きさや文字の大きさは任意とする。</p> <p>2 調査書は、個人的主観にとらわれたり、特別の作為を加えたりすることのないように作成すること。</p> <p>3 調査書は、ホームルーム担当教員等が原案を作成し、関係教員をもって組織した調査書作成に関する委員会の審議を経て、高等学校長が作成し、その責任において、大学に提出すること。</p> <p>4 調査書は、日本工業規格A 4判（210 × 297mm）上質紙（57.5kg 程度）とし、表裏の両面を使って作成すること。<u>なお、枚数は任意とする。</u></p> <p>5 上段※印欄は、大学において必要な事項を記入するための欄とし、高等学校では記入しないこと。</p> <p>6 「氏名」、「現住所」、「学校名」に係る欄は、必要事項を記入するとともに、該当項目を○で囲むか、該当項目のみを直接記入すること。 なお、編入学及び転入学の場合は、その学年を（ ）内に記入することとし、専門教育を主とする学科については、農業、水産、工業、商業、家庭、音楽等の別及び各科別を、例えば工業に関する学科の機械科の場合（工・機械）のように、（ ）内に記入すること。 また、学年による教育課程の区分を設けない全日制、定時制及び通信制の課程においては、「学年」を「年度」と読み替えること。（以下同じ。）</p> <p>7 「各教科・科目等の学習の記録」の欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。 (1) 「教科・科目」の欄の教科名及び科目名は、指導要録に基づいて記入すること。 「教科・科目」の欄については、各学科に、各学科に共通する各教科・</p>	<p style="text-align: center;">調査書記入上の注意事項等について（平成29年度大学入学者選抜実施要項）</p> <p>1 調査書は、高等学校生徒指導要録（以下、「指導要録」という。）等に基づき、この様式により作成すること。ただし、様式の枠の大きさや文字の大きさは任意とする。</p> <p>2 調査書は、個人的主観にとらわれたり、特別の作為を加えたりすることのないように作成すること。</p> <p>3 調査書は、ホームルーム担当教員等が原案を作成し、関係教員をもって組織した調査書作成に関する委員会の審議を経て、高等学校長が作成し、その責任において、大学に提出すること。</p> <p>4 調査書は、日本工業規格A 4判（210 × 297mm）上質紙（57.5kg 程度）とし、表裏の両面を使って作成すること。ただし、複写機等により作成する場合は、A 3 縦型表判（297 × 420mm）複写紙の左右に表裏を複写し、二つ折りとしても差し支えない。</p> <p>5 上段※印欄は、大学において必要な事項を記入するための欄とし、高等学校では記入しないこと。</p> <p>6 「氏名」、「現住所」、「学校名」に係る欄は、必要事項を記入するとともに、該当項目を○で囲むか、該当項目のみを直接記入すること。 なお、編入学及び転入学の場合は、その学年を（ ）内に記入することとし、専門教育を主とする学科については、農業、水産、工業、商業、家庭、音楽等の別及び各科別を、例えば工業に関する学科の機械科の場合（工・機械）のように、（ ）内に記入すること。 また、学年による教育課程の区分を設けない全日制、定時制及び通信制の課程においては、「学年」を「年度」と読み替えること。（以下同じ。）</p> <p>7 「各教科・科目等の学習の記録」の欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。 (1) 「教科・科目」の欄の教科名及び科目名は、指導要録に基づいて記入すること。 「教科・科目」の欄については、各学科に、各学科に共通する各教科・</p>

科目、主として専門学科において開設される各教科・科目の別が明確に区分されるよう記載すること。

(記入例)

教科・科目		評 定				修 得 単 位 数 計
教科	科 目	第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年	第 4 学 年	
	【各学科に共通する各教科・学科】					
国 語	国語総合	4				4
	古典B		3			4
	【主として専門学科において開設される各教科・科目】					
農 業	農業科学基礎	3				4
	環境科学基礎		5			4

なお、留学については、「総合的な学習の時間」の欄の下の空欄に「留学」と記載すること。

また、自立活動については、「総合的な学習の時間」の欄の下の空欄に「自立活動」と記載すること。

空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

(2) 「修得単位数の計」の欄は、修得を認定した学年ごとの単位数の計を記入すること。この場合、卒業見込みの者で、最終学年の修得単位が未決定である場合には、当該学年における履修単位を修得したものとして計算すること。

なお、留学に係る修得単位数については、高等学校長が修得を認定した単位数を記入すること。

(3) 「評定」の欄は、5、4、3、2、1の5段階で表示すること。

また、留学に係る評定については、外国の高等学校の発行する成績や在籍科目履修に関する証明書又はその写し（高等学校長が原本と相違ないことを証明したもの）を添付し、記入を要しないこととする。

科目、主として専門学科において開設される各教科・科目の別が明確に区分されるよう記載すること。

(記入例)

教科・科目		評 定				修 得 単 位 数 計
教科	科 目	第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年	第 4 学 年	
	【各学科に共通する各教科・学科】					
国 語	国語総合	4				4
	古典B		3			4
	【主として専門学科において開設される各教科・科目】					
農 業	農業科学基礎	3				4
	環境科学基礎		5			4

なお、留学については、「総合的な学習の時間」の欄の下の空欄に「留学」と記載すること。

また、自立活動については、「総合的な学習の時間」の欄の下の空欄に「自立活動」と記載すること。

空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

(2) 「修得単位数の計」の欄は、修得を認定した学年ごとの単位数の計を記入すること。この場合、卒業見込みの者で、最終学年の修得単位が未決定である場合には、当該学年における履修単位を修得したものとして計算すること。

なお、留学に係る修得単位数については、高等学校長が修得を認定した単位数を記入すること。

(3) 「評定」の欄は、5、4、3、2、1の5段階で表示すること。

また、留学に係る評定については、外国の高等学校の発行する成績や在籍科目履修に関する証明書又はその写し（高等学校長が原本と相違ないことを証明したもの）を添付し、記入を要しないこととする。

(4) 卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、当該学年における直近の成績を総合し、高等学校として判定した成績を、最終学年の成績として記入すること。

(5) 国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、指導要録に記載する内容に基づき、「2. 各教科・科目等の学習の記録」の「教科・科目」、「評定」及び「修得単位数の計」の欄に記載すること（「学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の制定に伴う指導要録及び調査書の扱いについて」（平成28年3月25日付け文部科学省初等中等教育局教育課程課・高等教育局大学振興課事務連絡）（以下「事務連絡」という。）参照）。

8 「各教科の学習成績の状況」及び「全体の学習成績の状況」の欄については、次のように記入すること。なお、留学に係る修得単位については、算入する必要がない。

(1) 各教科の学習成績の状況の欄に記載する教科名について、各学科に共通する各教科・主として専門学科において開設される各教科で同一の名称がある場合には、それぞれ「共」「専」を教科名に併記すること。

(2) 各教科の学習成績の状況は、高等学校生徒指導要録に基づき、各教科ごとに各科目の評定の合計数を各教科の評定数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入）を記入すること。

なお、例示以外の履修教科は、空欄を利用し記載すること。また、空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

(計算例)

下記の成績の者の計算例は、次のとおりである。

$$(ア) \frac{\text{評定の合計数}}{\text{評定数}} = \frac{3+3+5}{3} = \frac{11}{3} = 3.66$$

(イ) 小数点以下第2位を四捨五入すると、この者の理科の学習成績の状況は、「3.7」となる。

(4) 卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、当該学年における直近の成績を総合し、高等学校として判定した成績を、最終学年の成績として記入すること。

(5) 国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、指導要録に記載する内容に基づき、「2. 各教科・科目等の学習の記録」の「教科・科目」、「評定」及び「修得単位数の計」の欄に記載すること（「学校教育法施行規則の一部を改正する省令及び国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校における教育課程の基準の特例の制定に伴う指導要録及び調査書の扱いについて」（平成28年3月25日付け文部科学省初等中等教育局教育課程課・高等教育局大学振興課事務連絡）（以下「事務連絡」という。）参照）。

8 「各教科の評定平均値」及び「全体の評定平均値」の欄については、次のように記入すること。なお、留学に係る修得単位については、算入する必要がない。

(1) 各教科の評定平均値の欄に記載する教科名について、各学科に共通する各教科・主として専門学科において開設される各教科で同一の名称がある場合には、それぞれ「共」「専」を教科名に併記すること。

(2) 各教科の評定平均値は、高等学校生徒指導要録に基づき、各教科ごとに各科目の評定の合計数を各教科の評定数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入）を記入すること。

なお、例示以外の履修教科は、空欄を利用し記載すること。また、空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

(計算例)

下記の成績の者の計算例は、次のとおりである。

$$(ア) \frac{\text{評定の合計数}}{\text{評定数}} = \frac{3+3+5}{3} = \frac{11}{3} = 3.66$$

(イ) 小数点以下第2位を四捨五入すると、この者の理科の評定平均値は、「3.7」となる。

教科・科目		評 定				修 得 単 位 数 計
		第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年	第 4 学 年	
教科	科 目					
国 語	国語総合	4				4
	古典B		3			4
地理 歴史	世界史B	5				4
	日本史A		4			2
	地理A			4		2
保健	体育	4	3	4		8
	保健	4	5			2
家庭	家庭総合	5				4

教科・科目		評 定				修 得 単 位 数 計
		第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年	第 4 学 年	
教科	科 目					
国 語	国語総合	4				4
	古典B		3			4
地理 歴史	世界史B	5				4
	日本史A		4			2
	地理A			4		2
保健	体育	4	3	4		8
	保健	4	5			2
家庭	家庭総合	5				4

(注) 保健体育のように、複数学年にわたって履修する科目については、各学年ごとの評定数をそれぞれ1科目分として取り扱い計算すること。

9 「学習成績概評」及び「成績段階別人数」の欄は、次のように記入すること。

(1) 「学習成績概評」の欄は、高等学校における同一学年生徒全員（ただし、教育課程の異なる類型のある場合は類型別、専門教育を主とする学科の場合は科別）の3か年間（ただし、定時制及び通信制の課程で修業年限が3年を超えるものにあつては当該期間）における全体の学習成績の状況を次の区分に従って、A、B、C、D、Eの5段階に分け、その生徒の属する成績段階を記入すること。

全体の学習成績の状況	学習成績概評
5.0 ~ 4.3	A
4.2 ~ 3.5	B
3.4 ~ 2.7	C
2.6 ~ 1.9	D
1.8以下	E

(2) 大学が希望する場合、学習成績概評Aに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「学習成績概評」の欄に㊸と標示することができる。

(注) 保健体育のように、複数学年にわたって履修する科目については、各学年ごとの評定数をそれぞれ1科目分として取り扱い計算すること。

9 「学習成績概評」及び「成績段階別人数」の欄は、次のように記入すること。

(1) 「学習成績概評」の欄は、高等学校における同一学年生徒全員（ただし、教育課程の異なる類型のある場合は類型別、専門教育を主とする学科の場合は科別）の3か年間（ただし、定時制及び通信制の課程で修業年限が3年を超えるものにあつては当該期間）における全体の評定平均値を次の区分に従って、A、B、C、D、Eの5段階に分け、その生徒の属する成績段階を記入すること。

全体の評定平均値	学習成績概評
5.0 ~ 4.3	A
4.2 ~ 3.5	B
3.4 ~ 2.7	C
2.6 ~ 1.9	D
1.8以下	E

(2) 大学が希望する場合、学習成績概評Aに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「学習成績概評」の欄に㊸と標示することができる。

この場合、高等学校長は「備考」の欄にその理由を明示しなければならないものとする。

(3) 「成績段階別人数」の欄は、各段階に属する人数とその合計を、「A〇〇人、B〇〇人、C〇〇人、D〇〇人、E〇〇人、合計〇〇人」のように記入すること。

また、(1)により、類型別又は科別に記入した場合は、「合計」の欄に同一学年生徒の合計数を()内に記入すること。

1 0 「出欠の記録」の欄は、指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末(ないしは、最終学年の成績を判定した時点)現在における出欠の状況を記入し、その旨を備考欄に明示すること。

1 1 「特別活動の記録」の欄には、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び所見を記入すること。

(1) 事実の記入に当たっては、例えば、下記の事項が考えられること。

所属する係名や委員会名、生徒会活動や学校行事における役割の分担など、活動の状況についての事実に関すること。

(2) 所見の記入に当たっては、例えば下記の事項が考えられること。

① その生徒個人として比較的優れている点など、特別活動全体を通して見られる生徒の特徴に関すること。

② 当該学年において、その当初と学年末とを比較し、活動の状況の進歩が著しい場合、その状況に関すること。

1 2 「指導上参考となる諸事項」の欄には、指導要録の同欄の記載事項のうち、(1)～(6)については以下のとおり記載すること。なお、枠の大きさや文字の大きさは任意とする。

(1)各教科・科目及び総合的な学習の時間の学習における特徴等については、各教科・科目等に関する学習状況の様子や特徴(積極性など)を具体的に記載すること。

(2)行動の特徴、特技等については、(1)以外の学校内外における活動の状況や特徴(積極性など)を記載すること。

(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等については、部活動やボランティア活動等の具体的な取組内容、実施期間、その活動における特徴等を記載すること。

(4)取得資格、検定等については、民間や専門高校の校長会等が実施する資格・検定の内容、取得スコア、取得年次、取得時期等を記載すること。

この場合、高等学校長は「備考」の欄にその理由を明示しなければならないものとする。

(3) 「成績段階別人数」の欄は、各段階に属する人数とその合計を、「A〇〇人、B〇〇人、C〇〇人、D〇〇人、E〇〇人、合計〇〇人」のように記入すること。

また、(1)により、類型別又は科別に記入した場合は、「合計」の欄に同一学年生徒の合計数を()内に記入すること。

1 0 「出欠の記録」の欄は、指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末(ないしは、最終学年の成績を判定した時点)現在における出欠の状況を記入し、その旨を備考欄に明示すること。

1 1 「特別活動の記録」の欄には、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び所見を記入すること。

(1) 事実の記入に当たっては、例えば、下記の事項が考えられること。

所属する係名や委員会名、学校行事における役割の分担など、活動の状況についての事実に関すること。

(2) 所見の記入に当たっては、例えば下記の事項が考えられること。

① その生徒個人として比較的優れている点など、特別活動全体を通して見られる生徒の特徴に関すること。

② 当該学年において、その当初と学年末とを比較し、活動の状況の進歩が著しい場合、その状況に関すること。

1 2 「指導上参考となる諸事項」の欄には、指導要録の同欄の記載事項のうち、(1)各教科・科目及び総合的な学習の時間の学習における特徴等、(2)行動の特徴、特技等、(3)部活動、ボランティア活動等、(4)取得資格、検定等、(5)その他特に必要と認められる事項等について記入することとし、無い場合はその旨明示すること。その際、複数の学年を通じた記入が適当である場合は、各学年ごとの記入を要しない。

なお、留学に該当する場合は、留学期間及び留学先の国名、学校名を記入すること。また、休学については、校長が許可した期間を記入すること。

(5)表彰・顕彰等の記録については、各種大会やコンクール等の内容や時期等について記載すること。特に、国際バカロレアなど国際通用性のある大学入学資格試験における成績や科学オリンピック等における成績等を記載することが望ましい。

(6)その他、生徒が自ら関わってきた諸活動、生徒の成長の状況に関わる所見など、特に必要と認められる事項等について記入すること。

上記(1)～(6)について、無い場合はその旨明示すること。その際、複数の学年を通じた記入が適当である場合は、各学年ごとの記入を要しない。

なお、留学に該当する場合は、留学期間及び留学先の国名、学校名を記入すること。また、休学については、校長が許可した期間を記入すること。

1.3 「総合的な学習の時間の内容・評価」の欄には、「総合的な学習の時間」における当該生徒の活動内容及びその評価を文章で各学年ごとに具体的に記入すること。その際には、各学校が設定した評価の観点及びそれに基づいた評価が記述されることが望ましい。

なお、職業教育を主とする専門学科において「総合的な学習の時間」の全てを「課題研究」等の履修によって代替したことにより、「総合的な学習の時間」を履修していない生徒については、当該欄に斜線を引くこと。

1.4 「備考」の欄には、大学の希望により当該大学の学部等に対する能力・適性等について、特に高等学校長が推薦できる生徒についてはその旨記入すること。

また、学校教育法施行規則第85条の規定に基づき、教育課程編成上の特例の適用を受けている研究開発学校及びスーパーサイエンスハイスクール並びに同規則第103条第1項に基づく単位制による課程を置く高等学校にあっては、その旨明示すること。スーパーグローバルハイスクール等に関する記載についても、その旨明示すること。

なお、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、指導要録に記載する内容に基づき、「備考」の欄に記載すること(事務連絡参照)。

また、「備考」の欄に記載することが困難な場合は、「備考」の欄に「別紙参照」と明記の上、別紙を添付し対応すること。

1.5 記載責任者職氏名は、必ず記載し、押印すること。

なお、記載内容を訂正した場合は、訂正箇所校長の印を押印するとともに、欄外に加除字数を表示すること。また、紙を貼り足した場合も、校長

1.3 「総合的な学習の時間の内容・評価」の欄には、「総合的な学習の時間」における当該生徒の活動内容及びその評価を文章で各学年ごとに具体的に記入すること。その際には、各学校が設定した評価の観点及びそれに基づいた評価が記述されることが望ましい。

なお、職業教育を主とする専門学科において「総合的な学習の時間」の全てを「課題研究」等の履修によって代替したことにより、「総合的な学習の時間」を履修していない生徒については、当該欄に斜線を引くこと。

1.4 「備考」の欄には、大学の希望により当該大学の学部等に対する能力・適性等について、特に高等学校長が推薦できる生徒についてはその旨記入すること。

また、学校教育法施行規則第85条の規定に基づき、教育課程編成上の特例の適用を受けている研究開発学校及びスーパーサイエンスハイスクール並びに同規則第103条第1項に基づく単位制による課程を置く高等学校にあっては、その旨明示すること。スーパーグローバルハイスクール等に関する記載についても、その旨明示すること。

なお、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、指導要録に記載する内容に基づき、「備考」の欄に記載すること(事務連絡参照)。

また、「備考」の欄に記載することが困難な場合は、「備考」の欄に「別紙参照」と明記の上、別紙を添付し対応すること。

1.5 記載責任者職氏名は、必ず記載し、押印すること。

なお、記載内容を訂正した場合は、訂正箇所校長の印を押印するとともに、欄外に加除字数を表示すること。また、紙を貼り足した場合も、校長

の印で割印をとること。

1 6 必履修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、次のとおり取り扱うものとする。

なお、この取扱いは、①「平成 19 年度大学入学者選抜における調査書の取扱い等について」（平成 18 年 11 月 2 日付け 18 文科高第 427 号文部科学省高等教育局長・文部科学省生涯学習政策局長通知）より前に高等学校を卒業した者及び中途退学をした者、及び②「平成 20 年度大学入学者選抜における調査書の取扱い等について」（平成 19 年 12 月 21 日付け 19 高大振第 66 号文部科学省高等教育局大学振興課長・文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長通知）に該当する者に係るものとする。

(1) 未履修教科・科目の「評定」の欄については空白とする。（なお、「修得単位数の計」については、記載すること。）

(2) 「各教科の学習成績の状況」の欄及び「全体の学習成績の状況」の欄については、未履修教科・科目を除いて算定した数値を記入すること。

(3) 「備考」の欄については、下記内容を記載すること。

- ① 未履修教科・科目名。
- ② 未履修は、生徒の責に帰すべき事由によるものではないこと。
- ③ 学習成績の状況は未履修科目を除いて算定していること。

の印で割印をとること。

1 6 必履修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、次のとおり取り扱うものとする。

なお、この取扱いは、①「平成 19 年度大学入学者選抜における調査書の取扱い等について」（平成 18 年 11 月 2 日付け 18 文科高第 427 号文部科学省高等教育局長・文部科学省生涯学習政策局長通知）より前に高等学校を卒業した者及び中途退学をした者、及び②「平成 20 年度大学入学者選抜における調査書の取扱い等について」（平成 19 年 12 月 21 日付け 19 高大振第 66 号文部科学省高等教育局大学振興課長・文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長通知）に該当する者に係るものとする。

(1) 未履修教科・科目の「評定」の欄については空白とする。（なお、「修得単位数の計」については、記載すること。）

(2) 「各教科の評定平均値」の欄及び「全体の評定平均値」の欄については、未履修教科・科目を除いて算定した数値を記入すること。

(3) 「備考」の欄については、下記内容を記載すること。

- ① 未履修教科・科目名。
- ② 未履修は、生徒の責に帰すべき事由によるものではないこと。
- ③ 評定平均値は未履修科目を除いて算定していること。

活動報告書のイメージ例

氏名 ()

(1) 学業に関する活動	
① 学内での活動内容	活動期間 ()
※「総合的な学習の時間」、部活動、生徒会活動等において取り組んだ課題研究等	
② 学外での活動内容	活動期間 ()
※ボランティア活動、各種大会・コンクール、留学・海外経験等	

(2) 課題研究等に関する活動

① (課題テーマを選んだ理由)

② (概要・成果)

(3) 資格・検定等に関する活動

資格・検定・試験等の名称	級・スコア等	取得等の年月